堺市ひとり親家庭学び直し支援事業給付金支給決定通知書

第 年 月 日

(申請者) 様

堺 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった(受講修了時給付金・合格時給付金)の支給について、堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱第7項第1号イ又は同項第2号イの規定により、次のとおり支給することに決定したので通知します。

| 1申請者氏名 | フリカ゛ナ | | | | 生年 | 月日 | | 4 | 年 | 月 (| 日生 歳) |
|-----------------|------------|----------|------------|---------------|---------|----|-----|----|----|--------|----------|
| 2申請者住所 | (郵便都 | 番号 | _ |) | 電話番 携帯電 | | (| |) | _ _ | |
| 3受講者 | 氏名 | | | 生年月日 | 年 | 月 | 日 (| 歳) | 続柄 | | |
| | 住所 | | | | | | | | | | |
| 4受講施設の名称 | | | | | | | | | | | |
| 5講座の名称 | | | | | | | | | | | |
| 6受講科目 | 1 2 5 6 | | | | 3 7 | | | | | | |
| 7試験を免除できる 科目 | | | | | | | | | | | |
| 8受講期間 | | 年 (受 | 月 講 開 : | 日 から 始 日) | | 年 | 月 | 月 | まで | | |
| 9支給金額 | | | | | | | | F | 9 | | |
| (備考) | | | | | | | | | | | |

注意

- 1 支給の対象となるのは、認定対象講座の受講について支払う入学料及び受講料(希望により行われる講座、希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。)です。
- 2 受講修了時給付金の支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額(150,000円を限度とします。)です。また、合格時給付金の支給額は、入学料及び受講料の合計額の4割相当額(受講修了時給付金と併せて250,000円を限度とします。)です。
- 3 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 4 所要費用については、標準的な金額であり、受講終了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき支給額を算定します。